

令和4年9月15日

農業委員会総会会議録

注： この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第 2 7 回 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

1 開催日時 令和 4 年 9 月 1 5 日 (木) 午前 9 時

2 開催場所 柳井市役所 3 階大会議室

3 出席委員	2 番	鈴木 喜義 君	3 番	中元 茂雄 君
	4 番	下土井 進 君	5 番	榎本 正男 君
	6 番	岩政 幸人 君	7 番	寺西 久美子 君
	1 1 番	勝本 澄人 君	1 2 番	齋藤 貴之 君
	1 3 番	宮本 三雄 君		

4 欠席委員	1 番	岡本 幸子 君	8 番	原田 淳一 君
	9 番	吉弘 功 君	1 0 番	大崎 正男 君

5 説明のため出席した者

事 務 局 長	下前 真一 君
事務局次長	松村 和裕 君

6 記事ならびに議事録調整者

職 員	伊藤 義人 君
-----	---------

会議に付議した事項

- | | |
|-------------|--|
| 議案第 1 2 8 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 1 2 9 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 1 3 0 号 | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積 計画の決定
について |

第27回農業委員会総会次第

議長 宮本君 それでは、ただ今より第27回農業委員会総会を開会いたします。
出席委員は、13名中4名の欠席で9名で、定足数に達しております
ので総会は成立しております。

議長 宮本君 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において
本日は下土井委員と寺西委員にお願いいたします。
次に、会期についてお諮りいたします。
本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思います。ご異議ござい
ませんか。
（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。
よって会期は、本日一日限りと決定いたします。

議長 宮本君 それでは、ただいまより議事に入ります。
議案第128号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第128号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につい
て、申請人（田 927.63㎡）から別紙調書のとおり農地以外の目
的に供するため、農地法第4条第1項の規定による申請があったので、
許可の可否について意見を求めます。
令和4年9月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君
（4条-1） 調書に基づきましてご説明申し上げます。
整理番号1番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 田 3,322㎡の内927.63㎡
です。
利用状況は畑です。
申請人は、申請地に農業用倉庫及び駐車場、作業場並びに進入路を
建設するものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から北東へ約1kmの距
離にある、●●に沿った農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票
のとおり、整理番号1番の農地区分は、公共投資の対象となってい
ない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1
立地基準」「2一般基準」について審査した結果、適当と考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で補足説明は終わります。

それでは、ご審議願います。

整理番号1番につきまして、●●委員、お願いいたします。

●番 ●●君

この案件はですね、昨年、農地を取得して、地目は田なんですが、樹園地等にしていきたいということでの農地取得があった案件の場所でございます。そこに休憩なり作業をするということで、●●●園地の中の一角ということで、自分たちで作業場・休憩場、その他駐車場もろもろで使うということでの計画ですので、特に問題はないという風に判断しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、整理番号1番 議案第128号については、原案のとおり可決・承認することについて、ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第128号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして議案第129号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君

議案第129号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請人 外4名(田 6, 634㎡ 畑 677.35㎡)から別紙調書のとおり農地転用を目的とする所有権等取得のため、農地法第5条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。

令和4年9月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄

調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君
(5条-1)

調書に基づきましてご説明申し上げます。

整理番号1番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積 1,599㎡外4筆 合計 田 4,435.2㎡です。

受人は、●●で建設業及び不動産業を営む法人で、申請地を譲り受

け、宅地分譲13区画を建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じて譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から東へ約2.8kmの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号1番の農地区分は、都市計画法による用途地域内の農地であり、第3種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果、適当と考えます。

次長 松村君
(5条-2)

続きまして整理番号2番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積 1,847㎡の内 99.1㎡ 外2筆 合計 田 1,576.8㎡です。

受人は、●●で建設業及び不動産業を営む法人で、申請地を譲り受け資材置場を建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じて譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から東へ約2.8kmの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号2番の農地区分は、都市計画法による用途地域内の農地であり、第3種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果、適当と考えます。

次長 松村君
(5条-3)

続きまして整理番号3番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 畑 面積 500㎡です。

受人は、●●に在住する個人で、申請地を譲り受け自己用住宅を建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じて譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北へ850mの距離にある、●●から東へ70mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号3番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果、適当と考えます。

次長 松村君
(5条-4)

続きまして整理番号4番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 畑 面積 166㎡外2筆 合計 畑 177.35㎡です。

受人は、●●で不動産業を営む法人で、申請地を譲り受け建売住宅1棟を建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じて譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北へ740mの距離にある、●●から東へ110mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号4番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果、適当と考えます。

次長 松村君
(5条-5)

続きまして整理番号5番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積622㎡です。

権利の種類は、賃借権の設定です。

借人は、●●で土木工事業を営む法人です。借人は申請地近くに●●を請け負い、施工に伴い工事現場近くに仮資材置き場を建設するものです。

貸人は、借人の要望に応じ貸し出すものです。当案件は、令和5年3月31日までの一時転用ですので、事業終了後には原状回復を義務付けるもので、借人から現状回復誓約書が提出されています。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南東へ約1kmの距離にある、●●に沿った農地です。

本案件につきまして、審査基準の適合については、別紙現地調査票により、整理番号5番の農地区分は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地域内農地と判断されますが、施行令第11条第1項第2号の一時的な転用であって、当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められること、また、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められることに該当し、許可の対象となるものです。

「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果、適当と考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で補足説明を終わります。

それではご審議をお願いいたします。

1番2番につきましては、●●委員、お願いします。

●番 ●●君

ただいま事務局の方から説明がありましたとおりでございまして、整理番号1、2につきましては、調書並びに現地調査票の表示のとおりでございまして、一応、農業委員3名、最適化推進委員1名、農業委員会から1名、5名で審査しました結果、特別問題ございません。適切であると認めましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 宮本君

1番2番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 次に、3番から4番は、●●委員は休みなので、●●委員、お願いします。

●番 ●●君 3番と4番についてご説明をさせていただきます。いずれも●●の集落内にある地目畑の農地でございますが、現在耕作もされておられません、休耕の状態の農地で、3番の案件につきましては購入後自己用住宅を建設するという事で、4番については業者が購入して住宅を建てた後販売をするという案件でございます。両地ともに距離的には100メートルくらい、よいよ近いような状況の場所なんですけど、排水の関係も特に問題はないというふうに判断しておりますので、よろしくをお願いします。

議長 宮本君 3番4番について、他に質問はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 次に、5番につきましては、これも●●委員、お願いします。

●番 ●●君 5番の案件ですが、この春先まで●●の●●でですね、作業場として使用されておったところでございまして、原状復帰されて今更地となっております。それを今度は他の業者が●●、今度は●●とは違うんですが●●の関係で工事をする、その時の作業場に使いたいということですので、特に問題はないというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

議長 宮本君 5番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 質疑を終了し、整理番号1番から5番 議案第129号について、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第129号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして議案第130号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君

議案第130号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

別紙調書のとおり所有権移転のため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、この会の意見を求めます。

令和4年9月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君

それでは、農用地利用集積計画一覧表をご覧ください。

市長より、令和4年9月15日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。1件、3筆、5,081㎡の所有権移転でございます。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地中間管理事業の特例事業としての農地売買事業を活用した売買でございます。今回は特に土地改良事業における担い手への農地集積を目的としており、県営ほ場整備事業の余田換地地区における農地の売買でございます。

利用権の設定と同じように、農地中間管理機構であるやまぐち農林振興公社を経由する方法で、農地の出し手から公社が一時的に買い入れ、登記終了後、公社から受け手に売り渡すものでございます。

山口県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益財団法人やまぐち農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画です。

以上の計画申請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それではご審議をお願いいたします。

何か質疑はございますか。

これは●●か何か

ですか。反10万というのは●●ですか。

●番 ●●君

●●で、反当たり10万円です。

議長 宮本君

ほかに何か質疑はございますでしょうか。

議長 宮本君

質疑がないようですので、質疑を終了し、議案第130号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第130号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君

それでは、以上をもちまして総会は閉会とします。

(閉会 午前9時20分)